

施設設置届け出促進

有料老人ホーム 運営指導指針改正 設備基準見直し



未届け施設は依然として多いと話す橋口課長補佐

厚労省 橋口課長補佐が解説

厚生労働省は有料老人ホームの設置運営指導指針を見直し、7月1日から施行する。設置届け出の促進に向け、既存建物を利用するホームに対する施設基準の適合条件を見直す。サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)への指針適用も図り、統一的な基準の下で現場への指導を進める。同省老健局高齢者支援課の橋口真依課長補佐が20日、札幌市内で講演し改正内容を説明した。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、宅事業者協会が開いた事業者などの事業者で組織する業者、市民向けのセミナーで講演した。

で講演した。

同省の調査によると、全国で有料老人ホームに該当する施設は昨年10月末で1万902カ所あるが、このうち8・8%の961カ所が未届けであることが分かっている。割合は前年を0・5ポイント下回るものの、件数は50件増加している。

未届け施設は行政との連携体制が不十分となり、運営体制や設備が不十分になる懸念がある。過去には未届け施設での火災による入居者の死亡事故も起きている。

橋口課長補佐はまず、「未届け施設の割合は依然として高い」と指摘。その上で、未届け件数の調査については「未届け施設の割合を把握し、届け出を促進することが重要」と話した。

今回の改正では、届け出を促進するために建物の特性に応じた設備基準の特例を設けた。設備基準は①居室の床面積が13平方メートル以上②床・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置③廊下幅は原則1・8メートル以上がある。

しかし近年、民家や小規模建物などを活用して有料老人ホームを運営しようとする事業者が増える中、設備の不適合への指摘を恐れて届け出をしないというケースが見られる。廊下幅の例では車いすでの移動を踏まえた基準だが、「既存の民家で実現するのはほぼ不可能」と指摘。新しい指針では、必要に応じて適切に介助するなどの代替措置や、設備の改善計画を立ててもらうことで指針に適合すると認めることにした。

サ高住も指針の対象に新たに加える。サ高住のうち食事を提供する施設は94・5%あり、この施設は実質的に有料老人ホームに該当しているからだ。これまでは指針の適用対象外だったが、「有料老人ホームと実態が似通っている」と統一的な指針の適用がなければ現場が混乱する」といった指摘を踏まえ、適用対象とした。これにより、サ高住にも職員配置や運営、サービス提供などは有料老人ホームに準じた規定が定められることになる。橋口課長補佐は「サ高住でも有料老人ホームに該当すれば、行政指導の観点からも同じ基準を適用する必要はある」と注意を呼び掛けた。